

## 防衛調達における「承認（用）図面等」について

主任研究員 浅見政博

まえがき

防衛省・自衛隊が行う調達では、契約に基づき調達品の図面や見本の提出をして、承認を受けることを要求されているケースが多く見られる。

これは防衛省・自衛隊の調達品が一般の市販品と異なり、必ずしもその仕様の細部までが確定していないため、契約相手方（乙）と防衛省・自衛隊の契約担当官等（甲）との間で、製造等に着手する以前に確認しておく必要があることから行われている。

また、自衛隊の装備品等は、本体自体とその構成品、付属品、整備用器材、訓練用器材、関連施設等とのシステムとして形態管理がなされているため、たとえ一部の寸法等の変更であっても、それが原因で他の関連器材等が使用不能に陥る危険性を常に含んでいる。

従って防衛調達品等には、それを使用する側（調達要求元）の審査（了解）を経た図面等に基づいて製造し、一度確定した図面等は使用する側の了解なしに不用意な変更をしてはならない特殊な事情がある。

その為、防衛省・自衛隊が行う調達には、承認用図面等の提出と承認後の承認図面等の変更管理が厳しく求められている。

最近、契約の相手方から「承認用図面等」に係る処置について多くの相談を受けるので、少しでもその悩みの解消に役に立てばと思い、過去の経験を参考に以下処理要領等についてまとめてみた。

### 1 承認用図面等とは

乙が契約条項又は仕様書に基づいて作成した装備品等製作に必要な図面（文書、写真等を含む。）又は見本（模型を含む。）であって、甲の承認を受けるため提出したものを言う。

又、所定の手続きを経て甲の承認を受けた承認用図面又は承認用見本を承認図面等と言う。

ちなみに、防衛装備庁での平成28年度の承認用図面等の承認実績は以下のとおりである。（一般輸入品の2件は除く）

(単位：件)

一般装備品	誘導武器	艦船	航空機	計
1,814	67	2,292	69	4,242

※「中央調達概況（平成29年度版）」より引用

## 2 承認用図面等の作成・提出要領

防衛省・自衛隊が要求する承認用図面等の作成・提出要領については、概ね以下のものにおいて規定されている。

- (1) 各契約機関等が作成している「入札及び契約心得」
- (2) 要求元である各自衛隊が制定した個別・共通仕様書等
- (3) 各契約機関等の規則類（例：契約事務に関する達）

これら3種類の根拠規定は、内容的に相互補完し合う関係にあるが、制定の主旨がそれぞれ若干異なることから、以下の項目について相違点が見られる。

- ① 提出する部数
- ② 提出の省略ができる条件（船舶の場合は大きく異なる。）
- ③ 承認用図面に用いる図面の種類
- ④ 図面作成要領の使用規格（JIS）
- ⑤ 表紙の記載要領
- ⑥ 提出先（調達機関等、調達品の特性の違いによる相違）
- ⑦ 承認用図面の体裁（構成）（表紙、承認願書、承認履歴表、目次（目録）、図面、説明資料）
- ⑧ 承認願書等様式
- ⑨ 分冊番号の付し方
- ⑩ 特別の欄の記載（船舶等）
- ⑪ 図面の折りたたみ方法の指定

## 3 根拠規定等の優先順位

仮に、これらの3種類の根拠規定の間に相違点もしくは矛盾があった場合の優先度は、

個別仕様書＞共通仕様書＞規則類＞入札及び契約心得

の順になる。

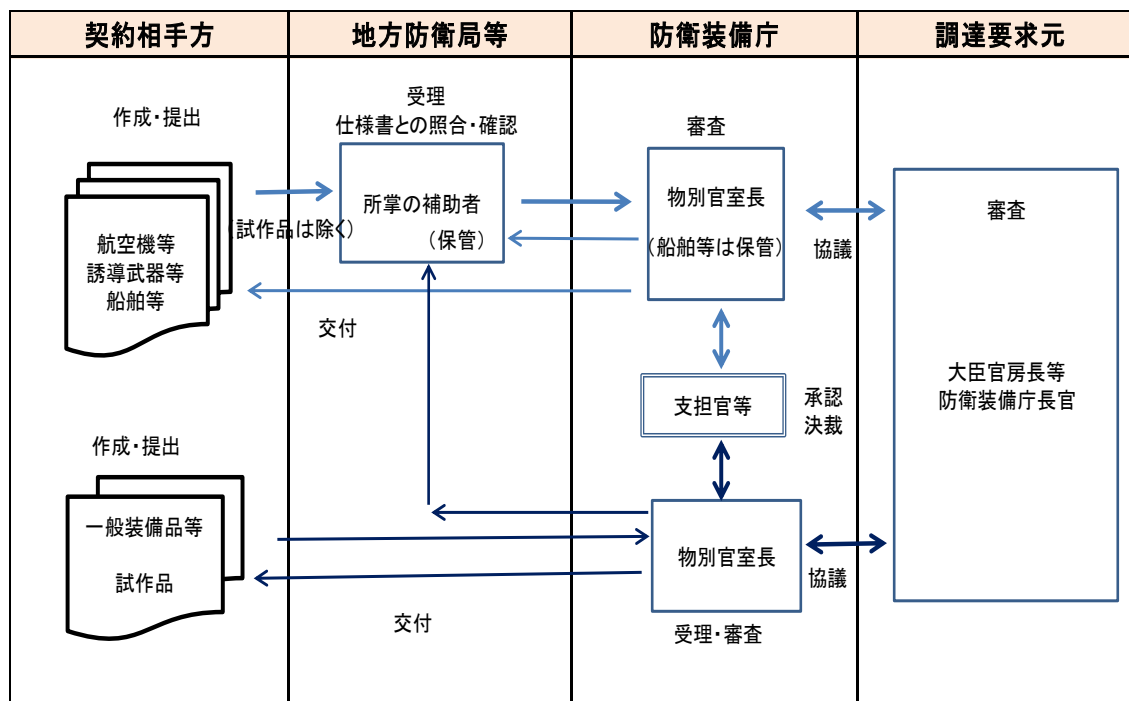
これは、各契約機関の「入札及び契約心得」において、「承認用図面等の作成及び提出要領は、仕様書に定めのあるもの又は別に定めるもののほか心得の定めによる」と規定されていることから明確になっている。

ちなみに航空自衛隊の場合は、\* 共通仕様書に「承認用図面等の提出を要求された場合は、契約担当官等の定める承認用図面等の作成要領（入札及び契約心得）等に基づき作成」と規定されており、共通仕様書と入札及び契約心得の間の整合に配慮したものとなっている。

- \* : (空自)調達品等一般共通仕様書 (C&LPS-Y00007 第 4.3 項)
- (空自)車両等共通仕様書 (C&LPS-V00008 第 5.7 項)

#### 4 中央調達での承認（用）図面等の処理

「承認（用）図面等の処理の流れ」は下図のとおり。



## 5 承認用図面等作成・提出に際しての留意事項等

承認用図面等を作成し提出することは、契約上の要求に基づき、適切に履行すると共に効率的に行うことが肝要である。

その為には、以下の事項に留意することを推奨する。

### (1) 契約上、提出が省略できないかどうかを確認する。

承認用図面の作成は、乙にとって決して軽微な負担とは言い難い。可能な場合は省略できた方が良い。

仮に、契約仕様書上に提出の規定があった場合においても、条件によっては、省略できる場合もあり、良く調査することと、担当の監督・検査官等あるいは調達機関の担当者等に事前確認することが必要である。

### (2) 提出の時期を失しない。

仕様書で承認用図面等の提出を要求されている場合は、原則的には、契約締結後速やかに提出するように規定されている。

「速やかに」とはやや具体性に欠けるが、少なくとも監督・検査の受検時に、監督・検査官から要求があった場合は提示する必要があるようである。

また一部の調達機関においては、監督・検査受検の1ヶ月前までに提出を要求されている場合がある。

参考-1 「速やかに」：一般的に訓示的な意味合い。違反しても直ちに違法とまでは評価されない場合が多い。

「新法令用語の常識」(吉田利宏)

参考-2 特に指示した場合及び特別な理由がある場合を除き、相手方は、契約後速やかに提出すること。

(防衛装備庁、入札及び契約心得)

参考-3 仕様書で承認用図面等の提出を要求された物品は、承認図面等の受領後に受検しなければならない。

(防衛装備庁、入札及び契約心得)

参考-4 仕様書で承認用図面等の提出を要求された物品の監督・検査を受ける場合には、当該承認図面等を提示しなければならない。

(空自第2補処、入札及び契約心得)

参考-5 関連する調達品等の監督・検査の1ヶ月前までに提出することを原則とする。

(空自第4補処、入札及び契約心得)

(3) 承認図面等の位置付けを理解する。

承認を受けた後の承認図面等は、参考として仕様書に添付された図面、見本又は見本の一部となったものとみなされ、これに従わなければならない。

しかしながら仮に、承認図面等の不適合によって当該契約の履行に支障が発生した場合、この承認が免責の理由にはなり得ない。

また、承認図面等により仕様書の内容を変更できるものでもなく、あくまでも仕様書が最優先であることを理解しなければならない。

参考-1 甲の承認を受けた場合は、承認図面等は参考として仕様書に添付された図面、見本又は見本の一部となったものとみなす。

(防衛装備庁、製造請負契約条項第8条の1)

参考-2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。(ただし、この承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。)

(防衛装備庁、製造請負契約条項第8条の2)

参考-3 承認用図面等に係る支出負担行為担当官の承認は、仕様書で要求した事項を変更するものではない。したがって、仕様書に反するものを製作してはならない。

(防衛装備庁、入札及び契約心得)

(4) 承認用図面等の体裁（構成）及び提出部数は、前述の「個別仕様書＞共通仕様書＞規則類＞入札及び契約心得」による要求内容の優先順位に従って作成・提出するのが原則である。

## 6 あとがき

契約担当官等からの承認を受けたものは、契約上の甲、乙双方を縛ることになる。

承認図面等によってどこまでの細部仕様を規定するかについては、必ずしも一律に決められたものがあるわけではないようである。

このことは乙の立場からすると、あまり細部まで規定してしまうと以後の製造過程での融通性をなくしてしまうデメリットがある反面、完成品等の仕様を事前に確定できるため、納入時・納入後の仕様の曖昧さによるトラブルを回避できるメリットがある。

仕様の幅を持たせるべきところと、詳細まで確定しておくべきところの判断は、調達品等の特性、性能・機能及び契約履行全体を考えて行い、かつ適切な時期に速やかに作成・提出することが重要である。

<承認用図面等に係る規定類>

I 各調達機関の「入札及び契約心得」(別冊含む)

1 防衛装備庁

(別冊その1) : 一般装備品等、航空機等及び誘導武器等の承認  
用図面及び承認用見本の作成並びに提出要領

(別冊その2) : 船舶等の承認用図書等の作成及び提出要領

2 陸上自衛隊補給統制本部

3 陸上自衛隊関東補給処

4 航空自衛隊第2補給処(別冊第3含む)

5 航空自衛隊第4補給処(別冊7含む)

II 各自衛隊共通仕様書(付属書含む)

1 陸上自衛隊 装備品等一般共通仕様書

(GLT-CG-Z000001 本文該当部分)

同 付属書B

2 陸上自衛隊 電子機器共通仕様書

(GLT-CG-C000001H 本文該当部分)

同 付属書A

3 海上自衛隊 航空機部品(国産)共通仕様書

(MHP-V-51028-13 本文該当部分)

4 海上自衛隊武器等承認用図面作成要領共通仕様書

(海幕技武1仕第36-34号-C)

5 航空自衛隊 調達品等一般共通仕様書

(C&LPS-Y00007-19 本文該当部分)

6 航空自衛隊 車両等共通仕様書

(C&LPS-V00008-12 本文該当部分)

III 防衛装備庁通達等

契約事務に関する訓令に係る事務要領について(通知)

(装管調第252号)